公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第９０１号

埼玉県川口市川口３丁目３番１―1001号リプレ川口２番街

債務者　鈴木　英彌

1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０２号

埼玉県川口市川口３丁目３番１―1001号リプレ川口２番街

債務者　鈴木　信子

1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号

秋田県仙北市田沢湖生保内字街道ノ上86番地

債務者　齊藤香緒里

1　決定年月日時　平成23年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古谷　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１５４号

愛知県稲沢市井之口大宮町206番地２　ソシア大宮Ｃ102

債務者　河合　修

1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　亮爾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９１５号

埼玉県加須市柳生2185番地３

債務者　荒井　英男

1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号

和歌山市小豆島122―１　Ｔ号、住民票上の住所和歌山市岩橋510番地の１

債務者　水原　孟

1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪川　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４４４号

北九州市八幡西区大字野面799番地１

債務者　石井　敏明

1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江村　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４９１号

埼玉県鳩ヶ谷市南２丁目19番19号　サンライフミナミ103号、旧住所埼玉県鳩ヶ谷市本町４丁目２番３号　モア・メゾン306号

債務者　山本　一

1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神野　直弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号

埼玉県熊谷市田島275番地１

債務者　栗原　俊夫

1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１８７号

埼玉県熊谷市中西４丁目２番20号　エルディム西田Ｂ棟103号

債務者　栗原　延安

1　決定年月日時　平成23年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９９３号

札幌市白石区北郷１条８丁目12番９―206号

債務者　中村　征弘

1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２号

長野県松本市大字島立1661番地４　島立ハイツ102

債務者　池崎　政春

1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小岩井弘道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８４３号

名古屋市中村区長筬町６―55―106、住民票上の住所愛知県日進市栄２丁目1304番地　グローリアスヒルズ日進第３―301

債務者　原田　正志

1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江本　豢敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５７５号

札幌市北区あいの里２条８丁目４番８号

債務者　塚原由美子

1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　英治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６号

長崎県長崎市江平１丁目22番24号

債務者　北川　博文

1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９号

沖縄県石垣市字新川255番地

債務者　宮良　正信

1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津浦　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
那覇地方裁判所石垣支部